

どうして
原告棄却?

納得いかない不当判決

主文： 焼却炉から半径2km以上は原告の資格ない 却下! 2km以内の原告の請求は 棄却!

裁判所の判断の骨子

1. 原告に提訴するだけの資格があるかどうか

- ①住民の生命、身体、安全等を保護する計画なのは当然
- ②施設から半径2km以内に居住する住民は原告と言える

2. 争点について

- ①施設は構造や設備、専門的科学的知見に基づく審査を経、手続的的要件と、申請書や県職員の証言から法令の定める許可基準の各要件を充足している

3. 処理施設の技術基準はあっているか

- ①原告の「2次燃焼室がない」、「燃焼ガスを800℃以上で2秒滞留できない」、「燃焼ガスを200℃まで冷却できない」という主張は、申請書の誤記や誤解、一般的でない見解に基づくもので理由がない。

☆引き続き、産廃汚染から健康と環境を守る運動へのカンパのご協力をお願いいたします。

4. 申請者の能力に関する基準適合性について

- ①申請書には役員報酬の記載がないなど適切さを欠く点があるが、人件費を年間9720万円計上している。申請書に融資を受ける金融機関を明記していないのは、住民が金融機関に圧力をかけることを避けるためであり、申請者は経理的基礎を有している。

5. 環境アセスの結果の適否について

- ①申請書のプルームモデルやパフモデルでは不十分という原告の主張は当たらない。処理施設予定地周辺は複雑な地形とまでは言えないがダウンドラフトやダウンウォッシュも考慮している。
- ②原告らの三次元流体モデルによる調査結果は、証拠がないため相当でない。

不当判決を受けた報告会で、「司法がまるで茨城県と大豊プラントを助ける判決のままでは、暮らしの安全は守れない。高裁に控訴して必ず勝利しよう」と確認されました。

3月1日、水戸市で原告の代表者らによる記者会見が行われ、原告の代表者は「不当判決は、原告の生命、身体、安全等を保護する計画を無視し、住民の健康と環境を守る運動へのカンパのご協力をお願いいたします。」と述べた。

❁ 裁判の傍聴をしましょう!

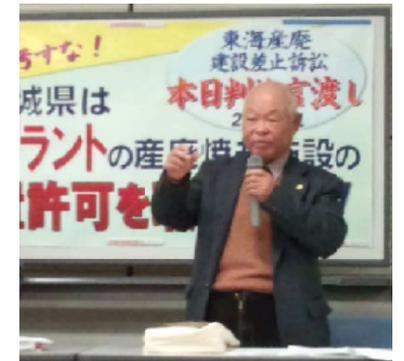
大豊プラントの建設差し止め本訴...4月26日(金)午前11時 水戸地裁

判決を聞くために、裁判所まで行進



←午後3時からの記者会見
↓18時から中丸コミセンで判決報告会
報告する菊池代表と安江弁護士

「大豊プラントが建設工事に着手しないことが裁判の何よりの成果です」と、闘いの意義を力説する菊池一二原告団代表



東海産廃反対住民の会ニュース

2013年3月5日 行政訴訟判決特集号

住民の会代表 菊池一二

事務局 (284) 0761 (大名気付)

判決へのコメント

心のこもった激励のメッセージをありがとうございます

〈実際には、肩書き・サインとも、各々直筆でいただいております〉



(株)大豊プラントによる本村須和間地区内での産廃焼却施設建設に関わる本件については、村執行部としても村議会としても反対を表明してきたところであり、菊池一二

さんを代表とする「東海産廃反対住民の会」の長年にわたる粘り強い活動に敬意を表する次第であります。

本件については、周辺自治会などから設置反対を求める多数のご署名をいただき、茨城県知事へ民意を反映した適切な判断を強く要請するとともに、村としても受け入れられないことを明確に表明してまいりました。

本日の判決は、本来重きを置くべき住民の主張が退けられたものであり、住民主体のまちづくりを目指す本村としては、強い憤りを感じるとともに、行政の長として強力な支援ができなかったことに対し忸怩（じくじ）たる思いを感じております。

本件処理施設に関しては、建設等の差止めを求める訴訟も係属しており、裁判所は住民の主張に真摯に耳を傾け、正当な判断を下すよう強く望むとともに、皆さまのご奮闘、そして勝利を心から祈っております。

平成25年3月1日

東海村長 村上達也



(株)大豊プラントが須和間地内へ建設を計画する産廃焼却施設の設置許可取消しを求めた裁判は、足掛け5年の日時を費やし今日その判決を迎えました。

400名を超える原告の皆様、自然環境・生活環境の破壊を食い止め、水や大気汚染を始めとする生態系の破壊から、健康と生命を守る皆様の闘いに対し心から敬意を表します。

私たちも東海村議会として皆様と同じ立場で建設反対を表明してきたところです。

本日、水戸地裁が地域住民の建設反対の切実な願いを無視し、健康と命を守ろうとする原告団の主張を否定する判断を示したことに驚きました。結果は不当判決ということになりましたが、今後も皆様の自然環境を守る活動に対し、引き続きご尽力されることをお祈り申し上げます。

平成25年3月1日

東海村議会議長 村上邦男



pixta.jp - 2418222

東海村の豊かな自然と味覚を守りたい！
あらゆる命と暮らし、財産を守りたい！

原告団声明

本日、水戸地方裁判所は、茨城県に対して東海村の産業廃棄物焼却施設等の設置を許可した処分を取り消すように求めていた裁判で、住民側敗訴の判決が言い渡されました。これは、400名を超える原告住民ばかりか、村も、全会一致で反対している村議会も含めた多くの東海村民の期待を裏切る判決であり、到底納得できるものではありません。

県の担当者は、裁判で申請書に書かれた図面に不備があったことを認め、それを住民に説明もせず、縦覧もさせなかったことを認めました。それだけでも許可処分の違法性は明らかです。また、専門家は科学的知見からそろって設備の欠陥を指摘し、現実に操業している同型炉でトラブルが続出している実態も明らかにしました。県がまともな審査をすれば、手続的にも、形式的にも、実態としても大豊プラントの申請が許可基準に適合しようのないことは明らかだったはずですが。

こうした住民側の主張を一顧だにせず、業者の「安全」主張を行政が鵜呑みにして許可を与え、裁判所がその行政の判断を無批判に認めた今日の判決は、「安全神話」にお墨付きを与えたものと言わざるを得ません。

事は東海村民の命と暮らしが将来にわたって脅かされる事態を許すのかどうかという問題です。建設予定地は、すぐ隣に民家が建ち並び、その南側には村の景観を代表する美田が連なり、北側にはトウキョウサンショウウオやホテルの生息地があり、その先は住宅団地という、住と農と自然が調和した場所です。こうした施設の立地には最も相応しくない場所なのです。

そこに、住民を敵視し、財政基盤も実績もない大豊プラントが、既に倒産したメーカーが設計した欠陥の明らかな産廃焼却施設を建設し、もうけ本位で操業を始めたなら住民にどんな被害もたらされるのか、想像に難くありません。

私たちは、村民のいのちと暮らしを守るために、子や孫に美しい環境と自然を残すために、最後まで建設阻止めざしてたたかうことを表明するものです。

平成25年3月1日

東海産廃訴訟原告団一同

同原告団団長 菊池 一 二